

議案第 2 号

富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
富津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 5 月 1 4 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 2 3 年政令第 4 0 5 号）において炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されることに伴い、必要な経過措置を設けるため、条例の一部を改正するものである。

富津市火災予防条例の一部を改正する条例

富津市火災予防条例（昭和４６年富津市条例第６８号）の一部を次のように改正する。

第２９条の６中「（消防署長）」を削る。

附則第１項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の４項を加える。

（経過措置）

- ２ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成２３年政令第４０５号）による改正後の危険物の規制に関する政令（第５項において「改正後の政令」という。）第１条第１項の規定により、新たに指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第４項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第３１条の２第２項第９号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
 - （１）当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
 - （２）当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成２４年７月１日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- ３ 新規対象のうち、第３１条の２第１項第１６号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成２５年１２月３１日までの間は、適用しない。
- ４ 新規対象のうち、第３１条の２第２項第１号から第８号まで、第３１条の３の２（第３号を除く。）又は第３１条の４第２項（第１号、第１０号及び第１１号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第２項第２号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成２５年６月３０日までの間は、適用しない。
- ５ 改正後の政令第１条第１項の規定により新たに指定数量の５分の１以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の２分の１以上）指定

数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。